

# 令和2年度第1回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

会議方法：書面会議

開催日：令和2年5月11日（月）

回答者：岩田雅也委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員、本多愛子委員、皆月健太郎委員  
（50音順）

町理事者：前川町長

事務局：安田政策総務課担当課長、松尾企画観光係リーダー、上田企画観光係員

諮問部局：安田政策総務課担当課長、松尾企画観光係リーダー、上田企画観光係員

## 1. 書面会議を実施する理由

この間、国において新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されている状況のなか、諮問事項における特別定額給付金事業に係る事務処理を迅速に進める必要がある一方で、当審議会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員に参集いただくのは適当ではないとの考えにもとづき、今回の会議開催については例外的な対応をとり、書面等により審議を行うもの。

## 2. 会長の代理について

今回の審議会開催にあたっては、柴田光藏会長から申し出があり、会長職務代理者である小幡委員から答申をいただくこととした。

## 3. 審議内容

諮問事項「特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等について」

## 4. 各委員の意見等

### ○ 会長

- ・ 今回の諮問の内容は、令和元年5月に開催した当審議会の諮問答申で議題となったプレミアム付商品券事業と基本的に同じ運用を特別定額給付金事業でも実施するものであるということがわかった。

特に今回の諮問に対し意見はなく、当該事業は、条例に基づくものとして問題ないと考える。

### ○ 会長職務代理

- ・ 当該事業は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではなく、問題ないと考える。諮問内容について、承認する。

施設入所等児童等以外にも、例えば配偶者から暴力を受けて避難している方等を各自治体で把握し、避難先で給付を行うようなこともあるのか。

（事務局）

- ・ 配偶者から暴力を受けて避難している方は都道府県や市区町村で把握しており、対象者は「申出書」等を避難先の市区町村に提出することで給付を受けられる。なお、給付にあたっては、対象者本人の同意のうえ個人情報を収集し、他の

実施機関へ提供する事務を行うこととなる。

○ 委員

- ・ 当該事業に関して、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではなく、問題ないとする。

今回会議資料に記載された事例のとおり、世帯主が児童に対し虐待し、市町村が児童の入所措置を行うケースが生じた場合に、すでに市町村では、給付金の支給を行うなか、仮に世帯主がすでに施設に入所する児童分の給付を受け取っている場合が想定されるが、その場合は、どのような運用となるか。

(事務局)

- ・ 児童が施設に入所した段階で、すでに世帯主が児童分の給付金を受け取っている場合は、世帯主に対し給付を行った市町村から世帯主に対し、児童分の給付金の返還を求めることはない一方で、児童も施設入所する市町村からの給付金を受け取ることはできない。

○ 委員

- ・ 当該事業において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではなく、問題ないとする。

○ 委員

- ・ 今回の諮問内容である、当該事業の運用上の個人情報の本人以外からの収集及び個人情報の目的外使用と他の実施機関への提供については、条例第5条第4項第5号及び第5条第1項第5号の規定に適合すると思われるのではないか。

諮問内容に対しては、特段本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するものではないとする。

(事務局)

- ・ 今回の審議会では、当該事業の運用に基づき、本人又は第三者の権利利益を侵害するおそれがないかについて審議会からの意見が必要であるという考えのもと諮問をさせていただいた。

委員ご指摘の条例の規定に適合する場合も様々なケースが想定されるが、今後において、新たな事業を開始する場合は、当該規定に適合するかどうか整理が必要であるとする。

審議の結果、諮問事項「特別定額給付金事業に係る施設入所等児童等」について、個人情報を本人以外（入所措置等を行った市区町村）から収集すること及び収集目的以外の目的のために実施機関以外のもの（住民票所在市区町村及び施設所在市区町村）に個人情報を提供することについて、これを認めると当審議会の各委員により承認された。